

## デート商法

勧誘時に言葉巧みな話術で異性に好意を抱かせ、それについて込んで商品等を販売する商法です

### 身边なトラブル①

**事例②** 女性から電話があり、アンケートに答えるうちに気が合い、会う約束をした。出向いた先は女性の勤めるジュエリー会社で、ネックレスや指輪をしつこく勧められ…

**事例③** お見合いパーティーで知り合った男性から勧誘され、指輪とネックレスを購入してしまった…

**8** 日間はクーリング・オフが可能です！



### 注意！

- ◆見知らぬ異性からの電話は商品等購入の誘いと疑ってかかる
- ◆販売員が優しく親切なのは商品等を売るための手口である。
- ◆どうしても断れずに契約してしまったら、できるだけ早くクーリング・オフの手続きを！
- ◆おかしいな？と思ったら、相談窓口へ！

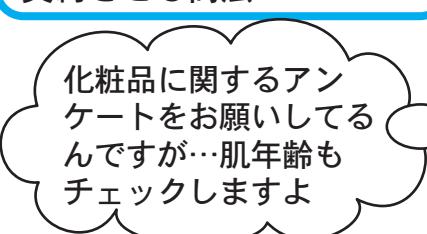
### 身边なトラブル②

駅や繁華街の路上で消費者を呼び止め、喫茶店や営業所に連れ込んで商品などを契約させる商法

## キャッチセールス

**事例②** 「絵画の展示会を見ていきませんか」と声をかけられて行った店で絵を買わされた…

**事例③** 「モデルになりませんか」とスカウトされた養成所に、高額なレッスン料を支払った…



鬼北町産業課  
消費生活相談窓口

45-1111

### 注意！

- ◆路上で知らない誰かに誘われても、絶対についていかない。
- ◆アンケートに氏名や連絡先を書いてしまうと後々しつこい勧誘をうけるはめになる。
- ◆どうしても断れずに契約してしまったら、できるだけ早くクーリング・オフの手続きを！
- ◆おかしいな？と思ったら、相談窓口へ！

**8** 日間はクーリング・オフが可能です！



経済産業省HPより